

## 大庄特別栽培農産物

1 目的

農薬及び化学肥料の施用量を大幅に削減した農産物等の栽培を推進して契約産地とし、お客様に安全、安心な食材を提供する。

2 内容

化学合成農薬及び化学合成肥料（窒素分量）を、当該地域の慣行栽培基準より、大幅に削減した栽培を推奨する。

※慣行基準は当該都道府県が定めた基準とする

3. 大庄特別栽培農産物の種類（地域の慣行栽培に対する削減率で区分）

区分		化学合成農薬 (成分回数)	化学合成肥料 (窒素分量)	備考 有機 JAS 法、及び同 ガイドラインの規程
大庄特別栽培農産物	A-1	不使用	不使用	有機農産物
	A-2	不使用	5 割減	
	A-3	7 割減	不使用	特別栽培農産物
	A-4	7 割減	5 割減	
大庄特別栽培に準ずる農産物	B-1	5 割減	不使用	
	B-2	5 割減	5 割減	
	C-1	不使用	慣行	
	C-2	5 割減	慣行	

<その他の要件>

- ① 汚泥肥料を使用しない。
- ② 遺伝子組み換え種子及び種苗を使用しない。
- ③ 栽培履歴を整備し、収穫開始時及び残留農薬分析等必要が生じたときに産地に要請して提供を受ける。

4. その他

- (1) 栽培履歴の記帳を、大庄特別栽培評価の基本とする。
- (2) 大庄特別栽培農産物(A段階)の取り組みが行われるよう、産地のレベルアップを働きかけ、主要な使用食材となるように努める。